

新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書(案)に対する意見聴取の結果について

- 1 実施期間 平成21年9月5日(土)から10月5日(月)まで
- 2 実施方法 新宿区広報9月5日号及び新宿区ホームページによって意見聴取について周知。
文化観光国際課・特別出張所・新宿文化センター・新宿歴史博物館・コズミックセンター・生涯学習館に報告書(案)を備え付け及び区ホームページでの閲覧による。
- 3 提出された意見の件数と懇談会としての考え方

提出意見数 73件(53種) 提出人数26名

分野	件数
① 懇談会の取り組み方	2件
② 文化芸術振興の基本的な考え方	1件
③ まちの記憶を継ぐ・活かす、まちの特性・資源	15件
④ 子どもの生きる力と豊かな心を育む	7件
⑤ 新宿からの文化芸術を創造する・発信する	1件
⑥ 新宿文化センターのあり方	7件
⑦ (仮称)新宿区文化芸術基本条例(素案)	9件
⑧ 報告書の表現	6件
⑨ 今後の区の取り組み	25件

番号	分野	意見	意見に対する対応
1	まちの記憶	地域文化、伝統文化の継承及び発展を目指す趣旨には大賛成です。その中で、新宿が持つ近代、特に戦後の混沌とした文化芸術をどのように位置づけ、総括していくのでしょうか。	近代、特に戦前から戦後にかけて新宿で開花した文化芸術については、この時代の世相や流行をリードする、特色あるものでした。これらの「新宿文化」については、これまでも新宿歴史博物館で資料の収集・調査を行い、映画・喫茶店・鉄道・風俗などの分野で展示会や図書の発行が行なわれています。 当懇談会では、こうした新宿のまちの記憶を構成する戦前から戦後にかけての「新宿文化」についても、「豊富な歴史・文化資源の情報の収集・整理・発信を行うためのアーカイブづくりと情報のネットワーク化」や「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」を通して、しっかりと保存し、発信していただきたいと考えています。 なお、ご意見の「戦前から戦後にかけて新宿で開花した文化芸術」については、報告書14頁の(1)まちの記憶の一つとして、加筆します。
2	文化センター	若年層への認知度アップと収益増を図るため、渋谷区のC.C.Lemonホールのように新宿文化センターにネーミングライツを導入することも検討してはどうでしょうか。	ネーミングライツは、多くの人に新宿文化センターを知ってもらう有効な方策の一つであると考えます。そのため、新宿文化センターのイメージ・発信力強化の方策の一つとして「ネーミングライツの活用」について、報告書36頁に加筆します。
3	報告書の表現	報告書中に学校統廃合により、閉鎖してしまった学校に関する記載がでてきますが、「廃校の活用」という表現が適切でしょうか。「廃校」という表現は山間部や離島の学校のようなイメージで、新宿の学校にはふさわしくないように思います。	最終のまとめにあたって、「学校統廃合により、閉鎖した校舎の活用」と表現します。(9頁・24頁・68頁)
4	の報告書表現	報告書そのものが非常にボリュームがあるので、ひと目で内容がわかるような工夫が欲しいです。	最終のまとめにあたって、報告書全体の内容が1枚で表現できるものを報告書に加えします。
5	今後の区の取り組み	積極的な多文化とのふれあいについては評価できます。新宿ではグローバルな文化芸術交流ができるといいますので、さらに国際色豊かな文化活動を。【5件】区内の交流とあわせて、比較的外国人が多い世田谷区・目黒区や東京都などもコラボレーションしてはどうでしょうか。【2件】	多文化とのふれあいについては、これまで実施してきている「しんじゅく多文化共生プラザ」での交流や、大新宿区まつり「ふれあいフェスタ」等での交流事業等に加えて、さらに国際色豊かな文化交流をという視点から、「韓国文化院、国際交流基金等との連携による文化交流・地域連携事業の実施」について提言をまとめています(報告書27頁)。 なお、ご意見としていただいた外国人の多い地域とのコラボレーションも大切な視点の一つですので、報告書27頁に「外国人の多い地域との連携等も模索しつつ」と考え方を加筆します。
6	条例素案	条例の名称については、文化芸術基本条例よりも、文化芸術振興基本条例の方がよいのではないのでしょうか？報告書全体を通して書かれている、「私たちみんな」で文化芸術を振興していくということからすると、基本条例よりも振興基本条例の方がふさわしいと思います。	当懇談会では、文化芸術活動の担い手たちが個性を十分に発揮して、自由に活発な文化芸術活動を展開できるまちを実現するための指針として条例を定めるとともに、条例の制定を契機に、新宿のまちの多彩な力を「新宿力」として結集して、『文化芸術創造のまち新宿』の実現につながるようにしていくことを念頭に置き、私たちみんなが新宿のまちの文化芸術を振興していくことが大切と考え、報告書(案)をまとめてきました。 ご意見については、懇談会の検討と基本的に同じ方向性にあるものと考えますが、条例の名称については制定主体である区の判断に委ねていきたいと考えます。

番号	分野	意見	意見に対する対応
7	文化センター	報告書の中には、新宿文化センターについての課題が浮き彫りにされ、今後のあり方が問われています。今後の文化センターについて、今までにもまして、しっかりとした運営をしていくことが大事だと思います。	「これからの新宿文化センターのあり方」と「あり方実現に向けての提言」として、取りまとめた内容について、着実に、その取り組みを進めていくことを懇談会として求めていきたいと考えます。(35～37頁)
8	文化センター	文化センターの利用者の一人として、文化センターには愛着がいっぱいあります。是非ファンクラブとか友の会をつくってほしいと思います。	「これからの新宿文化センターのあり方」実現に向けて、「鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営」について、提言しています。着実に、その取り組みを進めていくことを、懇談会として求めていきたいと考えます。(37頁)
9	文化センター	クラシック専用ホールのイメージから脱却することは重要です。コマ劇場や厚生年金会館の閉館を受けた、空白となる芸術分野の演目を視野に入れて、活用を図るべきと考えます。	周辺のホール等の閉鎖の状況も踏まえて、「開設時の施設利用方針の緩和・見直し」、「より多くの区民に支持される公演の選択」、「鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営」、「入場者数を意識した公演誘致」について、提言しています。着実に、これらの取り組みを進めていくことを、懇談会として求めていきたいと考えます。(35頁)
10	今後の区の取り組み	報告書の中に、これからの文化芸術の振興や文化センターについて、メッセージ性が大事ということが書いてあります。字が多く、ボリュームもある中で、報告書そのものをメッセージ性のあるものにしていくことも必要ではないかと考えます。	「おわりに」にも記載したとおり、この報告書が、区民・団体・学校・企業等、多くの文化芸術活動の担い手になり得る多くの主体の目にふれ、それぞれが自らの役割を認め、果たしていくことが「文化芸術創造のまち 新宿」の実現につながるものと考えます。そのため、報告書や条例の内容について記載したリーフレットの作成等、メッセージ性のあるかたちでの情報発信をしていくことを区に求めたいと考えます。
11	今後の区の取り組み	懇談会報告書の中に書かれている提言について、今後、どのように実現していくかが大事だと考えます。「私たち皆んな」ということを大切にしながらも、区の積極的な取り組みが大切であると考えます【3件】。	「Ⅷ文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割・責務」(38頁)として記載のとおり、区の役割として、新宿区自らが文化芸術振興の担い手として、積極的に文化芸術活動を推進していくとともに、総合的かつ持続的に文化芸術の振興が図られる(仮称)新宿区文化芸術振興会議の設置を求めているところであり、こうした懇談会の提言を踏まえて、区が積極的に取り組みを進めていくことを懇談会としても求めていきたいと考えます。
12	今後の区の取り組み	報告書の中に、多様な主体をつなぐとか連携・ネットワーク化ということができてきます。報告書を見て、あらためて、こんなに多くの活動が行われていることを知りました。報告書の中に、可視化・顕在化という言葉もありますが、区のホームページをみても、どのような団体が活動してたり、区としてサポートしているかがわかりません。団体の活動状況やサポートの取り組みがわかるようにしていくことが必要ではないかと思えます。	区や財団に対して、ホームページの中で、団体の活動状況やサポート状況が分かるような工夫を行うように、求めていきます。
13	今後の区の取り組み	報告書で取り上げられたものをはじめとして、歴史ある新宿区には、多くの文化的な資源があります。アーカイブの提言もありますが、今後、積極的に発信していくことが必要だと思います。	提言した「アーカイブづくりや情報のネットワーク化」をはじめとして、各種の小冊子やまち歩きマップ、区や財団のホームページ等で、より積極的に情報発信していくことを求めます。
14	まちの特性・資源	名誉区民は、たまたま新宿区に住んでいただけで、地域の誇りと言われても実感が湧かないのが実情です。もっと区の文化芸術を牽引してもらうよう、さまざまな実演や展示の機会をつくるべきだと考えます。	平成20年度には、新宿歴史博物館での「名誉区民展」や文化センターでの名誉区民による実演も行われました。また、子どもを対象とした文化体験プログラムでの直接指導や区の後援する「神楽坂伝統芸能2009」等でも実演発表等が行われています。当懇談会としては、これまでの実績も踏まえつつ、更に多くの場で名誉区民の実演や展示にふれる機会が増えることを期待します。
15	まちの記憶	「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」という提案は魅力的です。モデル的に何ヶ所か進むとよいと考えます。また、併行してそれらをガイドできる人材の育成も促進すべきです【3件】。	「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」は報告書17頁の各主体が一体となって取り組むことにより可能となるものです。懇談会としては、提言した内容に対するモデル的な事業の実施を含めて、着実に事業化を進めていくことを期待しています。また、ガイドの養成については、「私たちが取り組む文化芸術創造のまち新宿」という視点から、平成21年7月に発足した「新宿まち歩きガイド運営協議会」の活動がさらに充実し、人材の育成等についても努めていくことを期待したいと思えます。
16	まちの記憶	貴重な文化資源等を受け継いでいくためには、長期的な視野で保存管理計画をつくり、定期的に修復をしていく必要があると思います。このような計画や措置についても思い巡らせるべきではないでしょうか。	区では、国史跡江戸城外堀跡の保存管理計画を千代田区・港区と共に策定し、施策を推進していますが、ほかにも区の所有する林氏墓や林芙美子記念館などについて日常的に保守管理し、活用・公開に努めています。また、区内の文化財等についても、指定・登録制度により保全すると共に、指定物件については保存や修復について補助金の交付も行っています。当懇談会としても、こうした区の取り組みが持続的に行われていくことを期待します。
17	文化センター	文化センターのチケットの販売方法は、特別出張所単位で割り振られるなど旧態依然とした方法のため、席の希望もしくく、購入する側からすると大変不便です。PCによる一元管理や、びあなどへの委託など、もっと購入しやすくすれば集客にも良い影響があると思います。	新宿文化センターの主催事業のチケットについては、一部チケットびあでも販売されており、ホームページや財団広報紙でも、その旨が表示されています。財団本部では電話予約も受けつけていますが、各出張所に割り振られたチケットについては、それぞれに向向いていただかないと購入できません。このたびのチケットの販売方法についてのご意見は、財団に伝えてまいります。

番号	分野	意見	意見に対する対応
18	今後の区の取り組み	条例に盛り込まれたことを実現する推進力となる文化芸術振興会議に期待します。	条例に盛り込まれた事項や懇談会報告書の内容を実現するための推進機関が(仮称)新宿区文化芸術振興会議であると考えます。当懇談会としても、総合的かつ持続的に新宿区の文化芸術を振興していく上で、文化芸術振興会議に期待しているところです。
19	今後の区の取り組み	報告書で浮き彫りになっている広報の問題、特にその取りまとめに対して、今後行政に期待したいと思います。行政はとかく広報することについて主体性が感じられない場合があります【2件】。	区内で行われている様々な取り組みや文化芸術資源については、これまでも区のホームページや小冊子の発行等で紹介されてきている部分はありますが、「文化芸術活動の主体」と「場」をつなぐとか、「多様な文化芸術の担い手をコーディネートする」といった視点からの情報発信はあまりなされてきていなかったものと考えています。そのため、当懇談会としても「多様な文化芸術の担い手のコーディネートやネットワーク化を進めるための区のホームページ等を活用した、各主体の活動を可視化・顕在化させる」ことを区の役割として期待しています。(39頁)
20	今後の区の取り組み	「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ための新たな取り組みとして、四つ提言されていますが、特に、三つめの、「文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施」は、「学校の取り組みへの期待と難しさ」の対応として必要だと思えます。ぜひ、区と財団がコーディネートの中心になって、公立・私立にかかわらず、区内のどの学校においても、取り組んでいただきたいと思えます。	子どもたちと文化芸術との関わりを捉えた場合、学校の取り組みに対する期待は非常に大きいものがある一方、難しさがあることは報告書に記載のとおりです。そのため、区や財団が中心となって「文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施」に取り組んでいくことを当懇談会としても期待しています。(22頁)
21	今後の区の取り組み	小学校内に芸術専科の教員(音楽・図工)を規模の格差なく置いたりしないか今の状況で学校には無理だと思います。(PTAの立場として痛感しています。)	ご意見については、教員配置基準のことなので、教育委員会に伝えます。しかしながら、当懇談会には学校と連携した取り組みを行っている委員も、数名、参加しており、学校の役割や学校の取り組みへの期待と難しさについて、深く議論してきたところです。区や財団が中心となって「文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施」に取り組んでいくことを当懇談会としても期待しているところですが(22頁)、こうした提言内容を踏まえて、私たち皆んなで学校を支えていくことで、克服されていくと考えます。
22	懇談会の取り組み方	懇談会での検討にあたって、多くの区民や団体等からアンケートやインタビューを行い、数多くの施設を訪れ、考え方をまとめていることは、とても良い取り組みだと思いました【2件】。	当懇談会では、これからの新宿区における文化芸術の振興について考える上で、多くの文化芸術に関わる区民・団体・施設等の意見を取り入れることが大切であると考え、アンケートやインタビュー調査を行うとともに、区内の文化芸術施設を検討会場として、実際に施設の見学を行い、施設スタッフの意見も聞きながら、検討を行ってきたものです。
23	基本的考え方	「私たち皆んな」で文化芸術を振興していくという視点もとても大事なことだと考えます。	「Ⅷ文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割・責務」(報告書38頁)として記載のとおり、文化芸術に関する各主体がそれぞれの役割・責務を理解しつつ、「私たち皆んな」で文化芸術を振興していくことが大切であると考えています。
24	まちの記憶	地区協議会や歴史博物館が「まち歩きマップ」を作成したり、「まち歩きツアー」を実施したりしても、現地に具体的な目標物が乏しく盛り上がり欠けるところがあります。文豪等の足跡が見えてくるような工夫や、専門分野からの技術支援も必要だと考えます【2件】。	当懇談会では、新宿のまちにある豊富な実物遺産が体感できるしくみづくりとして、「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」について、提言しています。文化財の説明板や標柱、実物遺産の掘り起こしと紹介等、現地で実際に体感できる新たなしくみを実現していくことが大切であると考えます。
25	まちの記憶	作家や画家が居住していた林美子記念館や佐伯祐三・中村彝のアトリエなど、貴重な文化資源を保存・公開していくことは良いことです。しかし、資料の収蔵・展示スペースは乏しい状況です。このような実物資源をつなぐような展示公開施設があると良いのではと考えます。また、区内の文化財や遺跡などのデータをもっと利用しやすくしてほしいです【4件】。	各記念館の資料の収蔵・展示スペースが限られたものであるのはご意見のとおりです。そのため、区では、これまでも新宿歴史博物館で、新宿で活躍した文人・画家の紹介や企画展等を実施しているほか、落合の文化資源をネットワークとして紹介する案内板の設置等も行ってきているとのこと。当懇談会としては、「豊富な歴史・文化資源を紹介するアーカイブづくり」や「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」を行う中で、貴重な文化資源を、利用しやすいかたちで積極的に紹介していくことを期待しています。
26	まちの記憶	新宿のまちを発展させ、安らぎと賑わいのあるまちにするためには、これまでのまちの歴史に根ざして、国際色豊かな中にも、チグハグなものにならないよう、見識や、ある程度のルールを持って対処した方が良くと思います。	今に残る文化芸術は、それぞれの地域の中で、人々の支持や批判を受けて、受け継がれてきたものであり、新宿のまちにおいても、そのことは同じであると考えます。今後も、まちの歴史や特性を踏まえ、新宿で展開される文化芸術を次代に受け継いでいくと共に、時々の流行や外国の文化にも目を向け、新たな文化芸術の創造にも努めていくことが必要です。当懇談会では、持続的に新宿のまちの文化芸術振興に取り組む(仮称)新宿区文化芸術振興会議の設置について提言しています。また、有識者の意見や一定のルールづくりについては、文化芸術振興会議を有効に活用する中でつくっていくことが大切であると考えます。

番号	分野	意見	意見に対する対応
27	まちの記憶	林美美子や佐伯祐三など、特に落合に多い文学者・芸術家等の旧居・旧跡を上手に活用し、自分たちのまちで気軽に歴史や文化に触れることができるよう、施設や資源の整備をしていくべきです。	落合の文化資源の整備・活用については既に事業化しており、旧居の整備・公開、説明板設置、小冊子発行、ガイドボランティアの養成等が実施されています。落合以外の地域でも、漱石山房の復元に向けた取り組み等が進められています。
28	まちの記憶	『新宿文化絵図』を今後も書店で入手できるようにしたり、町名や指定・登録以外の文化財の説明板を建てたりして、歴史を身近に感じられるような工夫をしてはいかがでしょうか。	『新宿文化絵図』は、発刊部数が少ないことなどから、既存の書店の流通経路で販売することは現実的に難しい状況にあります。また、図書やまち歩きマップの発行、文化財や史跡・坂道への説明板の設置については、従来から積極的に取り組んでおり、他の自治体に比べ充実していると考えています。 今後も、提言(17頁)にあるようなアーカイブ、フィールドミュージアム、まち歩きなどを実現していく中で、これらの既存事業の充実を図っていくことが、懇談会としても望ましいと考えます。
29	子ども	子どもと文化芸術のことが書かれていますが、親の所得のあるなしで、文化体験に差ができるようなことはないようにしないといけないと思います【2件】。	本物の文化芸術にふれる機会は、子どもたちの文化芸術に対する関心を高め、創造力や感受性を養うものです。そのため、「子どもたちの育ちにあわせた文化体験プログラム等の参加体験の場と文化芸術鑑賞機会の確保、多文化とのふれあいの場の確保」について、提言を取りまとめています。(21頁)
30	子ども	子どもと文化芸術のことを考えた場合、学校の占める役割は大きいと考えます。学校とあわせて、教育委員会との連携も大事だと考えます【2件】。	子どもと文化芸術のことを考えた場合、学校の占める役割や教育委員会との連携は大切なことだと考えます。そのため、懇談会での検討にあたっては、「教育委員会・学校」分野からも構成員を得て、懇談会での検討を行い、考え方を取りまとめてきています。 また、区の機関である教育委員会を含むかたちで、条例第8条に「区の役割」を規定しています。
31	子ども	新宿で活躍された文化人がこんなにいることをあらためて認識しました。「まちの記憶」とされているものを是非子どもたちに伝え、その歴史の重みを実感できるようなプログラムを工夫してもらいたいと思います。そして、また、多くの新しい文化人を輩出してもらいたいと思います。	現在、新宿歴史博物館で行っている「レガス子どもクラブ」等の取り組みをさらに進め、まちへの愛着を育む子ども向け「新宿学」等としていくことを懇談会としても提言しています。(22頁)
32	子ども	文化芸術団体と学校のコラボレーションは、課題が多いと思うが、教育現場における文化芸術の有効性について共通理解を深める努力が必要だと考えます。	文化芸術団体と学校のコラボレーションや学校の取り組みへの期待と難しさについては、懇談会でも大きな課題として、繰り返し、議論を行い、「文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施」について、懇談会の提言をまとめたところです。(22頁) また、教育現場における文化芸術の有効性についての共通理解を深める努力の必要性についても懇談会として同様の認識に立つものであり、学校や新宿区・財団に対する役割(22頁)、条例でも「学校の役割」(第6条)・「区の役割」(同第8条)として規定したところです。
33	子ども	子どもたちは学校を通して文化芸術を体験することが多いという印象を受けましたが、さまざまな経験を積み、知識豊富な地域の高齢者にも、子どもたちへの地域文化の継承に関して役割が期待できるのではないのでしょうか。	子どもたちと文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートや、まちの記憶の継承を通じて、まちへの誇りや愛着を育てる活動などについて、高齢者を含む地域の社会経験豊富な区民の方々に対する期待は大きいと思います。このような子どもたちと各主体をつなげるコーディネートの仕組みづくりについて、懇談会として提言しています。(22頁)
34	文化センター	文化芸術を振興する上で、文化センターの役割は重要です。主催事業の割合が一般利用を下回っていることはいただけない。意義ある自主事業を積極的に行うべきではないかと考えます。	新宿文化センターについては、これまで「地域文化のシンボルと区民交流の場」との位置づけの下に、区民や文化芸術団体に文化芸術鑑賞や参加・協働の場として活用されてきました。 今回の検討にあたっては、新宿文化センターの活用状況や新宿文化センターに対する意見・評価等を踏まえ、これからの新宿文化センターのあり方とあり方実現に向けての提言を行っています。 主催事業と区民や団体等への貸出しのバランスについては、こうした懇談会での検討を踏まえて、今後、ホールの運営に反映されていくべきものと考えます。
35	文化センター	区民利用の促進は区立ホールとして重要なことですが、指定管理者が一定の収益をあげるためには、一定のバランスで安定的な有料貸出しを確保する必要があります。そのために、借りる側のマーケティング調査を充分行い、キャパシティ・立地・料金等を総合的に勘案した戦略を練ることも必要ではないかと考えます。	区内の文化芸術振興の拠点である新宿文化センターの管理にあたっては、懇談会での提言を踏まえ、しっかりと戦略をもった運営をしていくことが大切であると、当懇談会としても考えます。
36	新宿からの文化	文化ウィークという提案は具体化できそうに期待が持てます。継続性のある取り組みにつなげる工夫をしてほしいと考えます。	多くの文化芸術団体等が活発に活動を行っている新宿のまちなのですが、今後は地域の文化芸術団体、文化施設との連携をさらに進め、新宿のまち全体として発信していくことが必要であると考え、「文化ウィーク(月間)」の設定について、提言しています。懇談会の提言が実現できるよう、着実に、その取り組みを進めていくことが大切であると考えます。(26頁)
37	条例素案	いくつかの自治体の条例を見ましたが、「区(市)が○○をする。」とか書かれているものばかりです。「私たち区民は○○をする。」という書き方はとてもよいと思います。また、「私たち区民は……」という文言は、この条例の精神を表現していてとても良いと思います【2件】。	「VIII文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割・責務」(38頁)として記載のとおり、文化芸術に関わる各主体がそれぞれの役割・責務を理解しつつ、「私たちみんな」で文化芸術を振興していくことが大切であると考えます。 そのため、この文化芸術に関わる全ての主体に共通する役割や取り組みは、「区(市)が○○をする。」というのではなく、「私たち区民」のこととして規定していくことが望ましいと考えます。

番号	分野	意見	意見に対する対応
38	条例素案	文化芸術の分野で匠といわれるような区民の方に、その技を次世代の子どもたちにつたえていただくことの重要性を条文にいられてもよいのではないかと考えます。	条例は、法文の形式を取るため、包括的な表現にならざるを得ないところがあります。第9条では「それぞれの地域で育まれた特色ある地域文化や伝統文化並びに文化芸術資源の保護、保存、活用に努め、発展させ、次の世代への継承に努めるものとする。」として、表現しています。
39	条例素案	第8条第2項で「新宿文化センター」という特定の施設名が記述される一方、第15条の「多文化共生の推進」において、その中心的役割を担う「多文化共生プラザ」の記述がありません。新宿らしい独自性のある条例を目指すのであれば、記述があっても良いのではないかと思います。	新宿区には、多くの文化芸術関連施設がありますが、懇談会の検討課題の一つとして、「これからの新宿文化センターのあり方」があり、様々な議論を行い、「文化センターのあり方」と「あり方実現に向けての提言」をまとめてきました。その懇談会としての考え方を条例に表現すべく、特に、条例第8条第2項として、表現しているものです。
40	条例素案	子どもが身近なところで文化に触れる機会をつくるためにも、特に学校の役割に触れた第6条の規定は大変重要だと思います。条例を通しての取り組みが実現され、成果につながることを期待します。	「子どもの生きる力と豊かな心を育む」をテーマとした検討の場では、学校の役割の大切さについて議論を行い、その結果を提言や条例(案)としてまとめてきました。懇談会としても学校の役割を期待した第6条は大切な規定であると考えます。
41	条例素案	第13条の公共的空間の活用について敢えて条項をもうけたことは良いと思います。大人も子どもも身近なところで文化を感じたいと思っています。多くの場で文化芸術にふれることが、私たちの感受性を磨くことにつながると考えます。	新宿のまちの特性として、多くの人に目にふれる公共的な空間が数多くあります。身近な場で多くの文化芸術にふれることが私たちの感受性を磨くものにつながり、こうした新宿のまちの特性を活かすことの大切さを第13条として規定したものです。
42	条例素案	①第2条に定義する「私たち区民」という表現が非常にあいまいです。区民、団体、学校等、企業、区内に集うもの、新宿区内の文化芸術を支えるもの並びに区ということでは誰が一番に責任を負うのか第9条以降のことに責務を果たすのか非常にあいまいです。	新宿のまちは民の力で文化芸術が培われてきたまちです(13頁)。この新宿の特性を活かして文化芸術の振興を図っていくため、41頁では、「文化芸術に関わる全ての主体が、文化芸術の持つ意味や、自らの役割を理解し、持続的・継続的に、また、各主体が連携して、活発な文化芸術活動を実践していくことが必要です。この「文化芸術に関わる全ての主体」というキーになる考え方を、条例素案では、「私たち区民」という表現で、象徴的に表わしています。」ということを懇談会の考え方としてまとめました。 条例素案では、全ての主体に共通する役割や、各主体が連携して実践していかねばならない取り組み内容について、「私たち区民」共通する役割(第3条)や、「私たち区民」の取り組み(第9条～第15条)として、具体的に規定しています。 以上のことを踏まえて、あいまいにならないように、第2条で定義規定を置いたものです。 また、第9条以降のことは誰が一番に責任を負い、責務を果たすのかという点については、どの主体が一番にという考え方はせず、各主体が連携し、力を合わせなければ実現していかないと考え、私たち区民としています。
		②区及び区長の役割がしっかり書かれていません。	区の役割については、報告書39頁の考え方を踏まえ、第8条に規定し、「役割」ではなく、より強い「責務」という形で規定しています。また、第3条に定める「基本原則」についても、当然区も果たしていくものです。区長は区政運営の責任者として、条例で定めた責務を果たさなければなりません。第8条に定められた責務については、当然に区長としても責任を負うものと懇談会では考えています。
		③財政上の措置や基本施策に当たっての事業評価に関する記載もありません。文化芸術振興会議についても役割があいまいで具体性に欠けています。	条例の第8条には、区は、「継続的かつ総合的に文化芸術活動を促進する施策を行なう責務を負う。」規定を置きました。この条例に定められた責務や役割を果たす上で財政的な措置が必要な場合は、区は当該措置を行うべきものと懇談会として考えています。 文化芸術の振興にあたって調査権を有し、区長への提言を行う権能を有する会議を条例上の会議として設置するという事は極めて重たい意味を持つものと考えます。区長への提言を行うということは、区の文化芸術振興施策や懇談会報告書の提言に対する取り組み状況の評価がなければできません。懇談会の提言に対する継続的な取り組み状況や課題の整理、新たな取り組みを求めていく上でも有効なしくみであり、こうした考え方を基本に条例に組み込んでいます。
		④最も重要なこととして、区は施策の実施に当たり、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性を尊重し、芸術文化への不介入・不干渉について留意すべきだと思います。	懇談会においては、文化芸術を振興する上での基本的な視点の一つとして、自主性・独立性を掲げています(12頁)。そのことを踏まえて、前文や第3条の「基本原則」の部分に私たち区民(又は各主体)の自主性や個性、相互理解や尊重の重要性を規定しています。区が文化芸術振興の施策を実施するに当たり、これらのことについて留意しなければならないことは当然のことと考えています。
		⑤第10条の子どもや青少年の文化芸術への取り組みですが、次代の担い手となる子どもや青少年だけでなく、すべての子どもや青少年が文化を享受する権利があると、「子どもの権利条約」でも述べられています。	懇談会においては、文化芸術の振興は、子どもや青少年に限らず、あらゆる「区民」に対するものであることを前提にしています。 また、報告書案12頁にあるように、文化芸術を振興する上での基本的な視点の一つとして、持続性・継続性を掲げています。 それらを踏まえて、とりわけ次世代の担い手となる子どもや青少年について、特に配慮すべきと考えて、第10条の規定を置いています。こうした規定を根拠として、子どもや青少年が文化芸術に触れ、参加する機会を確保していくことが大切であると考えます。

番号	分野	意見	意見に対する対応
43	条例素案	多角的に新宿の文化芸術について分析しており素晴らしいと思います。41頁の「条例素案では……具体的に記述しています。」とあるが、条例素案の表現はあまり具体的とは言えないのではないのでしょうか。報告書において深い考察がなされているのに対し、条例素案は抽象的な表現にとどまっており、新宿らしさを感じられません。ある程度やむおえないことだとは思いますが。	条例は法文であり、限られた文字数で表現をしなければならないため、どうしても包括的・一般的な表現とならざるを得ない部分がございます。また、「おわりに」にも記載したとおり、条例に込められた文化芸術振興のエッセンスを、どのように実現していくかのエッセンスをこの報告書に盛り込みました。(45頁) 当懇談会としては、条例とこの報告書は一对のものであり、条例の解釈書としての位置づけがこの報告書であり、文化芸術振興会議の設置(第16条)等を通して、報告書の内容が実現されていくものと考えます。 また、条例の中では、①前文、②「私たち区民」、③ネットワークの整備(第12条)、④公共的空間等の活用(第13条)、⑤多文化共生の推進(第15条)については、新宿のまちの特性を表現した部分であると考えます。
44	報告書の表現	新宿のまちの多様な特性を細かく分析し、文化芸術活動への積極的な取り組みを表明しています。また、アンケートやインタビュー等で区民や文化芸術団体の意見も取り入れ、区が文化芸術振興をさらに進めているという強い姿勢を感じました。この取り組みに賛同します【2件】。	新宿区には、古くからのまちの記憶の蓄積と、多彩な文化芸術活動の担い手たちがあります。今回の検討に当たっては、これらの多様な文化芸術資源を顕在化していくことが重要だと考えました。また、文化芸術振興は、区民等・文化芸術団体・学校・企業・区・財団などの各主体が、それぞれ役割を果たす中で実現していくものだという視点に立ち、約700団体に及ぶ文化芸術団体や施設の声を、検討材料として反映しました。 さらにこの報告書(案)についても、閲覧にも供し、多くの方のご意見を反映した上で、報告書の表紙に記載した「『私たち』」で取り組む文化芸術創造のまち「新宿」、条例(素案)で示した「私たち」で取り組んでいくことが大切であると考えています。
45	報告書の表現	新宿は、「笑いの殿堂・よしもと」があり、また日本でもトップクラスの「映画のまち」でもありと考えます。文学や文化財のような伝統的な文化芸術資源だけでなく、このような比較的新しい文化芸術資源の発展について、より積極的に取り組んでいくという姿勢を条例で打ち出すことはできないのでしょうか【2件】。	文化芸術の範囲は非常に多彩なものであり、また、この条例は文化芸術の振興に必要な基本的な事項について定めるものです。そのため条例案では、特定の文化芸術には触れず、文化芸術全般を包括的に振興していく形で規定しています。更に、前文において、新宿のまちの特性を活かした取り組みを進めていくことを定めています。そのため、この条例案と条例に基づき設置を求めている(仮称)新宿区文化芸術振興会議の運営により、「比較的新しい文化芸術資源の発展」にも十分取り組んでいけるものと考えています。
46	今後の区の取り組み	これまでの新宿区の文化事業は、同じような企画が各部署であるため、大きなうねりとならず、アピールできていないと思います。様々な文化施設もありますが、より有名な施設の魅力の前に覆んでしまっていると思います。	現在、新宿区では様々な文化芸術振興施策・事業を行っていますが、より強力に発信していくためには、地域の文化芸術団体や文化施設と連携を更に進め、四季折々のイベントや新宿のまち全体を捉えて発信していくことが必要です。そのため、文化ウィーク(月間)や新宿のまちぐるみの文化芸術の発信について、新たな取り組みの提言としてまとめています。(26頁)
47	今後の区の取り組み	小さな施設間で、テーマ性を持ったイベントを一斉にしかけるような工夫があっても良いのではないかと思います。例えば東京グループ座と紀伊國屋ホールほかの小劇場でシェークスピア週間をやるとかはいかがでしょうか。	ご意見と同様の視点から、「文化ウィーク(月間)や新宿のまちぐるみの文化芸術の発信」(26頁)、「文化センター界隈の施設の拠点として周辺施設と一体となった新宿文化センターの事業展開」について、懇談会からの提言をしています。
48	今後の区の取り組み	新宿区で行われている様々な取り組みや、豊かな文化芸術資源が、まだあまり知られていないと思います。文化芸術の発信側と受信側をうまくつなぐことが必要とされていると強く感じました。	発信側と受信側をつなぐコーディネーターの役割こそが、地域の文化芸術振興の鍵となると考えています。そのため、多様な人と人をつなぐコーディネーターの役割については懇談会としても大切であるとと考えています。こうしたことから、報告書の文化芸術の取り組みの方向性に対する「新たな取り組みの提言」や「区・財団の役割」として、その考え方をまとめてきているところです。
49	今後の区の取り組み	文化芸術振興会議だけでなく、区内の各地区にも文化芸術振興委員のような区民委員を置き、地域の情報や要望を吸い上げてはどうでしょうか。また、地域との協働による文化資源やまちの記憶の調査を行うことも良いと思います。	(仮称)新宿区文化芸術振興会議は、条例素案にもあるとおり、「区内の文化芸術の振興に関する基本的な事項についての調査検討を実施する」ことも、その機能として必要であると考えています。こうした機能を活かして、区内の各地域の意見や情報も集約していくことが可能であると考えます。また、これまでも区内の各地域では文化財協力員や地区協議会の活動を通して、文化資源やまちの記憶の調査等も進められてきています。
50	今後の区の取り組み	報告書26頁「II情報の提供・コーディネーター・ネットワーク」の「1」では、「それぞれの主体を積極的につなげていくこと」が提言されていますが、それぞれの主体は、それぞれの目的と考えをもって活動していると思いますので、主体の持つ力を十分引き出すことに主眼をおいて、ゆるやかなネットワークを組み、お互いの活動を尊重できるような仕組みにしてほしいと思います。	当懇談会では、それぞれの文化芸術に関わる主体が、文化芸術の持つ意味や果たす役割を理解し、持続的・継続的に、自ら、文化芸術の振興に取り組んでいくことが必要であると考えています。こうした機能を活かして、区内の各地域の意見や情報も集約していくべきものと考えています。(38頁) そのため、ネットワークの構築にあたっては、各主体の持つ自主性や主体性が十分に発揮されることが大切であると考えています。
51	今後の区の取り組み	新財団が文化に特化して積極的にコーディネートができるでしょうか。スポーツ系の勢いに飲み込まれて、合併の弊害があるのではないかと危惧します。専門性のある職員がどれだけのいるか。 また、学校のスクールコーディネーターについては、その個人差が学校における文化芸術教育に格差ができる懸念があります。	新財団は、生涯学習・スポーツ・歴史文化を母体とする「新宿区生涯学習財団」と、舞台芸術・国際交流を母体とする「新宿文化・国際交流財団」が合併してできるものです。それぞれ、母体となる各分野について経験豊かな職員を抱える中で、コーディネーターとしての役割を期待していきたいと考えています。また、従来の文化芸術活動が、スポーツや国際交流の分野とも相互交流をすることで、多様性や発信力などに関し、相乗効果も期待できると思います。 スクールコーディネーターについては、研修や見学の機会を新財団や区が提供するとともに、財団のコーディネーターとの重層的なしくみを構築していくことの必要性について、提言しています。

番号	分野	意見	意見に対する対応
52	今後の区の取り組み	新宿区の文化芸術振興施策として、Ⅱの2「文化芸術鑑賞機会の提供」であげられている文化芸術のジャンルは、あまりにも少ないのではないのでしょうか。	ここで紹介した文化芸術鑑賞の機会については、平成20・21年度に区の主催または新宿文化センターの周年事業として開催したのですが、このような本格的な鑑賞機会だけでなく、文化体験プログラムをはじめとする参加・体験型の事業、後援・共催等による連携事業なども多数行なわれています。今後も、洋の東西や伝統の有無などに拘らず、良質な文化芸術に触れる機会が、引き続き提供されていくことが大切であると考えます。
53	今後の区の取り組み	文化芸術活動の担い手としての企業が、今以上に積極的な文化支援を行えるような環境をつくってほしいと考えます。	文化芸術活動に対する企業の役割や期待については、報告書の「Ⅶ文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割」や条例でも規定しているところです。 しかし、個々の企業の取り組みについては一律に義務化することは難しく、文化芸術振興における社会貢献への意欲を引き出していくことが大切であると考えます。そのため、広告PR効果や信頼感醸成に配慮した企業の参画意識を高めたり、地域への関心を高めてもらえる仕組みづくり、企業を対象とした新たな顕彰のしくみづくりについて、提言しています。